

# 一般財団法人済美会が発行した「テレビカード」をお持ちのお客様へ お取り扱い終了に伴う払戻しのご案内

一般財団法人済美会は、既に販売を終了させていただいておりますテレビカード(1,000円券)について資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを行いますので、未使用残高のあるテレビカードをお持ちのお客様は、期限内にテレビカード精算機でご精算くださいますようお願い申し上げます。

◎払戻テレビカード (財) 済美会が発行したテレビカード (未使用残高のあるもの)



## 払戻期間

平成30年4月1日(日)～平成30年6月30日(土)まで

払戻期間にご精算がない場合は当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

※払戻期間期間終了後、テレビカード精算機は撤去されます。

## 払戻場所

金沢大学附属病院 病棟1階入退院センター横「テレビカード精算機」  
石川県金沢市宝町13番1号

## 払戻方法

- ①テレビカード精算機の「カード挿入口」に未使用残高のあるテレビカードを入れてください。
- ②精算金額が表示されますので、「精算ボタン」を押してください。
- ③コイン払出し口に精算金が払い戻されます。  
忘れずにお取りください。

※未使用残高がない場合や磁気不良などのカードは精算できません。



## ◎お問い合わせ◎

一般財団法人済美会 総務部

〒920-8641

石川県金沢市宝町13番1号

金沢大学附属病院アネックス棟1階

☎076-261-0723

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝除く)

